門真市国民健康保険保健指導等業務委託プロポーザル評価基準

１　審査及び評価

門真市国民健康保険保健指導等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な委託事業者を選定するため、プロポーザル参加者の企画提案書類を受け、プレゼンテーションを実施し、評価基準に基づき総合的に審査及び評価を行う。

２　選定方法

⑴　選定委員は、企画提案書の内容について、「門真市国民健康保険保健指導等業務委託プロポーザル評価基準表」（以下「評価基準表」という。）に基づき、提案者ごとに採点を行う。

⑵　「評価基準表」の評価項目ごとに採点し、合計点数の満点は100点である。

⑶　「基本審査」と「企画提案」を合算した評価点（以下「提案評価点」という。）が満点の６割である最低基準点に満たない提案者は対象外とし、選定委員ごとにすべての評価項目の合計である総合評価点が高い提案者順に順位をつける。また、同点の場合は上位順位で同順位とする。

⑷　⑶の順位結果を順位点に換算（１位：５点、２位：４点、３位：３点、４位：２点、５位：１点）し、審査日に出席したすべての選定委員による順位点の合計値（以下「総合点」という。）が一番高い提案者を受注候補者として選定する。

⑸　総合点が一番高い提案者が２者以上あるとき（同点のとき）は、その中で、審査項目の中からあらかじめ設定した項目のうち、１番目の項目の得点が最も高い者を候補者とし、その得点も同点の場合は、２番目の項目が最も高い者を候補者とする。なお、２番目の項目も同点の場合は、提案価格の低いものを候補者とする。

⑹「提案評価点」の算出方法としては、「評価基準表」に基づき、５段階評価とし、各段階の配点は次のとおりとする。

提案の評価	配点	
	10点満点	５点満点
非常に優れた提案	10点	５点
優れた提案	８点	４点
標準的な提案	６点	３点
やや低い水準の提案	４点	２点
低い水準の提案	２点	１点

⑺　「価格評価点」の算出方法

ア　提案見積額が提案限度価格の範囲内の場合のみ、次の評価点を付与するものとし、提案見積額が提案限度価格を超過した場合は失格とする。

イ　最低提案見積価格に対する当該提案見積価格の割合より「価格評価点」を計算する。具体的には次の計算式となる。

見積額が提案限度価格の99％以上の場合を２点とし、96％以上99％未満を４点、93％以上96％ 未満を６点、90％以上93％未満を８点、90％未満を10点とする。

評価	評価項目	評価基準	配点
基本審査	会社概要	・会社の規模（資本金、従業者数等）、経営状況等（自己資本比率、繰越純損益等）について問題はないか。	５点
	受託実績	・令和３年度以降の官公署における同種業務の受託実績（受託件数、官公署の所管する人口規模、受託金額）があるか。	５点
企画提案	実施計画	・業務に対する考え方、実施にあたっての方針が明確になっているか。	５点
	組織体制、管理責任者、業務従事者配置計画	・十分な知識と経験のある管理責任者が配置され、指揮命令系統が明確になっているか。	５点
		・管理責任者等を通じ連絡体制及びバックアップ体制が確立しているか。	５点
	人員体制	・業務の実施にあたり、十分なスキルを持つ人員を配置しているか。 ・急な欠員や繁忙期業務に支障をきたさない体制が確立しているか。	10点
	現状認識	・提案された内容は、本市の国保及び対象者の現状を十分把握・分析したものになっているか。	10点
	業務体制（特定保健指導）	・医療費の適正化及び健康寿命の延伸に向け、対象者の生活習慣改善が見込める効果的な指導方法が提案されているか。	10点
		・特定保健指導実施率向上に向けた効果的な工夫がなされているか。	10点
	業務体制（重症化予防）	・医療費の適正化及び健康寿命の延伸に向け、対象者の受療に対する理解の促進や行動変容が見込める効果的な受診勧奨の方法が提案されているか。	10点
		・生活習慣病の重症化予防に向けた効果的な工夫がなされているか。	10点
	危機管理・事故対応等	・事故及び災害等の緊急事態時のリスクへの対応策を示しているか。 ・業務遂行上発生した苦情等についての対応策を示しているか。	５点
提案評価点			90点
価格提案	価格評価点	・見積額が提案限度価格の99％以上の場合を２点とし、96％以上99％未満を４点、93％以上96％ 未満を６点、90％以上93％未満を８点、90％未満を10点とする。	10点
総合点			100点